

○交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について

(平成7年8月1日島地第860号県警察本部長例規通達)

最終改正 平成28年3月17日

交番及び駐在所が「地域安全センター」として地域安全活動を効果的に推進するためには、地域住民の意見、要望等を的確に把握し、地域住民の視点に立った活動を展開することが必要である。特に、交番・駐在所連絡協議会設置要綱の制定について(昭和60年12月17日島外第333号本部長通達)に定める交番・駐在所連絡協議会は、警察に対する地域社会の身近な問題の提示及び地域住民との検討・協議の場として重要な役割を果たしているところである。

また、交番・駐在所連絡協議会は、地域社会との良好な関係を醸成し、地域住民の要望に応じた活動を推進するために、それぞれ地域の実情に対応した組織の構築と運用を効果的に推進することが大切である。

そこで、交番・駐在所連絡協議会の設置、運用等に関する規定を整備し、別添のとおり「交番・駐在所連絡協議会実施要綱」を制定したので、各署の実情に即した交番・駐在所連絡協議会の体制を整備し、その一層効果的な運用が図られるよう努められたい。

なお、交番・駐在所連絡協議会設置要綱の制定については、廃止する。

別添

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番、警察署所在地又は駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復並びに的確な検挙活動等を図るため、所管区内の住民等の意見、要望等を聴取して相互に検討・協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

第3 連絡協議会の設置及び組織

- 1 連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として、警察署長（以下「署長」という。）が設置するものとする。
- 2 連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成するものとする。
- 3 委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定し、署長が委嘱するものとする。
- 4 委員の委嘱に際しては、委嘱書（様式第1号）を交付して行うものとする。
- 5 委員の任期は、おおむね2年とし、再任を妨げないものとする。
- 6 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てることとし、署長は、運営担当者の中から運営責任者を指定するものとする。
- 7 運営担当者は、随時委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。
- 8 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第4 単位連絡協議会

- 1 第3の1の規定にかかわらず、地域の特性に応じ、所管区を分割し、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該所管区を分割又は統合する地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。
- 2 第3の2から8までの規定は、1の連絡協議会について準用するものとする。

第5 職種等連絡協議会

- 1 所管区を単位とせず、職種、地区等に着眼して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、第3の1又は第4の1の連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。
- 2 第3の2から8までの規定は、1の連絡協議会について準用するものとする。

この場合において、第3の3中「職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く」とあるのは、「その目的等に則して」と読み替えるものとする。

第6 会議の開催

- 1 連絡協議会（第4の1及び第5の1に定める連絡協議会を含む。以下同じ。）の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議は、おおむね年2回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要な場合が生じた場合に随時開催するものとする。
- 4 会議は、組織の構成員のほか、会議のテーマ等に応じて、随時地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。
- 5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

第7 連絡協議事項

連絡協議会の会議は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討・協議を行うものとする。

第8 連絡協議事項の処理

- 1 第7の連絡協議事項に関して、処理する必要が認められる場合は、処理方針を明確にし、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 警察署地域警察幹部は、1の措置について必要に応じて部門横断的な組織対応及び部外との連携に配慮するとともに、適切に対応しているか随時点検し、処理の進捗状況及び処理結果の確認を行うものとする。

第9 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次に掲げる点に配慮して、真に効果が上がるよう努めること。

- 1 警察署地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的及び実施要領について、勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置をとること。
- 2 1に定めるもののほか、署長は、必要な場合には他係幹部等を会議に参加又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。
- 3 生活安全部地域課長は、各警察署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。

第10 報告及び記録

- 1 署長は、連絡協議会を設置したときは、交番・駐在所連絡協議会設置報告書（様式第2号）により 警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。
- 2 署長は、交番・駐在所連絡協議会会議録（様式第3号。以下「会議録」という。）を備え付け、会議を開催したときは、会議の状況を記録するとともに、会議録の

写しの送付により本部長に報告するものとする。

- 3 署長は、第8の処理結果を会議録に記録するとともに、効果的施策その他特異事案については、その都度、本部長に報告するものとする。

様式〔略〕